

(参 考)

外国人美容師を受け入れようとする育成機関が行う手続について

外国人美容師を受け入れようとする育成機関は、次の手続が必要となります。

時期	必要な手続
受入れ前	育成機関の基準適合性についての確認 【要領別記様式第 12 号】（申請先：監理実施機関）
	育成計画の申請 【要領別記様式第 2 号】 （申請先：監理実施機関を経由して関係自治体）
	都より育成計画の認定通知【要領別記様式第 4 号】
受入れ後 定期報告 （毎月）	雇用状況の報告 【育成機関設置基準別記様式第 1 号】（報告先：監理実施機関）
監査時報告 （少なくとも6月に1回）	育成状況の報告 【要領別記様式第 9 号】（報告先：監理実施機関）
変更報告 （速やかに）	申請又は報告をした上記の事項に変更が生じたことの報告 【上記と同じ様式】（変更箇所が分かるようにする） （報告先：監理実施機関）
雇用継続不可能事由発生時 （含、行方不明時）	雇用継続が不可能となる事由の発生報告 【育成機関設置基準別記様式第 2 号】 （報告先：監理実施機関）
退職時	外国人美容師の退職等の報告 【育成機関設置基準別記様式第 2 号】（報告先：監理実施機関）

（注1）上記のほか、関係自治体又は監査実施機関から求めがあったときや、外国人美容師による特定美容活動に関し重大な問題が生じたときその他本事業の適正かつ確実な実施を図るため報告が必要であるときは、速やかに必要な事項を報告しなければならない。【様式自由】

（注2）上記による申請又は報告のほか、少なくとも半年に1回、監理実施機関による監査を受けなければならない。